

津市新斎場建設整備計画

平成23年2月

津 市

目 次

1 基本的な考え方	
基本的な考え方	1
2 基本方針の設定	
(1) 将来の火葬需要への対応	1
(2) 基本方針	1
3 施設の位置等	
(1) 建設地	4
(2) 土地利用等	5
(3) 進入道路	6
4 運営計画等	
(1) 使用時間	6
(2) 管理運営	6
5 施設計画	
(1) 施設の機能	6
(2) 施設の概要	7
6 事業手法の検討等	
(1) 事業手法	10
(2) 整備スケジュール	10
(3) 合併特例債の活用	10
7 既存の市営施設	
(1) 市営斎場	10
(2) 市営火葬場	10

1 基本的な考え方

本市は、平成18年1月1日に2市6町2村の合併により新「津市」として誕生しました。

合併後の市営火葬施設は、津斎場、久居斎場及び香良洲斎場の3斎場及び美杉地域に火葬場が6施設あります。このほか、地元自治会等が管理・運営している火葬施設が、市内に36施設あります。

市営3斎場は、いずれの施設も建設から25年以上経過し、長期稼動に伴う老朽化の問題や将来的に見込まれる火葬需要への対応に課題を抱えていることから、津市総合計画前期基本計画において「新たな斎場の整備に向け、具体的に取り組む」こととしました。

その後、平成20年3月に新斎場建設整備の基礎資料となる「津市新斎場整備構想策定報告書」を取りまとめ、同年11月に新斎場建設に係る候補地を選定し、平成21年12月に建設地を決定しました。

本計画は、今後の具体的な事業の推進を図るため、基本構想策定後の検討を踏まえて施設整備の基本的な事項を整理するものです。

2 基本方針の設定

(1) 将来の火葬需要への対応

高齢化社会の到来により、将来的に予想される火葬需要への対応及び利用者へのサービス向上を図るために必要な規模・機能を備えた施設にします。

(2) 基本方針

新斎場は、故人と遺族の最後の別れの間として、利用者の心情に配慮した施設にします。

また、周辺の緑を大切に施設の外観を周りの景観と調和させ、旧来の火葬場のイメージを払拭した施設にします。

以上のことから、整備にあたっての基本方針は、次のように設定します。

方針1 人生終焉の場にふさわしい施設づくり

遺族及び会葬者に安らぎを与える質の高い空間で構成する施設にします。また、施設は厳粛かつ静謐な空間において、光や風、緑など自然との調和を考慮した明るく清潔な施設にします。

方針2 環境にやさしい施設づくり

自然採光や自然通風など自然エネルギーの有効活用を考慮した環境にやさしい施設にします。

また、火葬による排気ガス、悪臭、騒音、振動等は国等の基準を遵守し、周辺環境への影響を最小限に抑えられる火葬炉設備を設置します。

方針3 良質なサービスの提供と人にやさしい施設づくり

遺族及び会葬者の心情に配慮し、質の高い運営による良質なサービスを提供します。

また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが分かりやすく利用しやすい施設にし、また、プライバシーの保護にも配慮した施設にします。

方針4 管理・運営がしやすい施設づくり

利用者と施設管理者との動線を分離し、スムーズな管理・運営が図れる施設にします。

また、集中管理システム、総合案内システム等による効率化、省力化を図り、管理・運営面において経費軽減に努めた施設にします。

方針5 周辺地域と調和した緑豊かな施設づくり

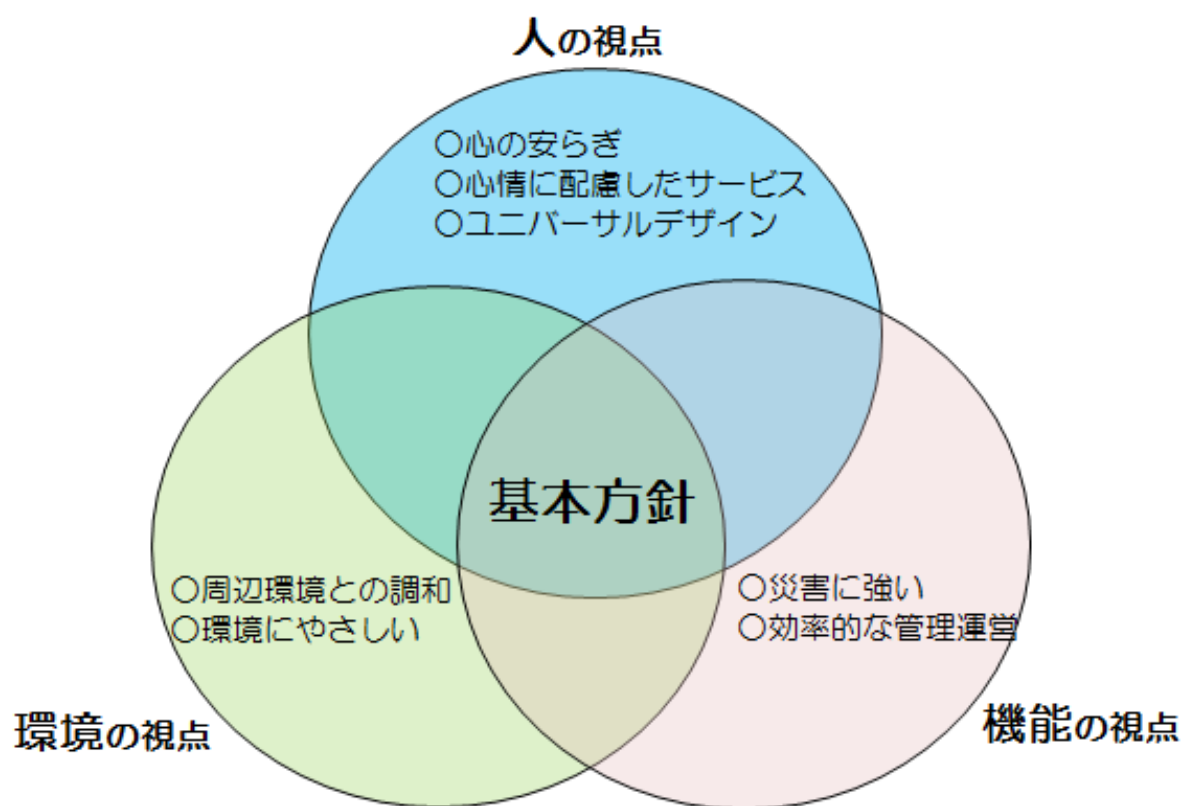
既存の豊かな緑を残しつつ、敷地内には緩衝緑地空間を設け、周辺環境と調和した景観及び建物の外観に工夫を凝らした施設にします。

方針6 災害に強い安全安心な施設づくり

災害時、非常時における耐久性を重視し、機能的にも構造的にも災害に強い施設にします。

方針7 効率的な整備手法を導入した施設づくり

整備手法として、従来型の一般公共事業による整備のほか、民間活力によるサービス水準の向上や財政支出の削減をめざして、PFI方式による事業化について検討し、効率的な整備を図ります。



3 施設の位置等

(1) 建設地

建設地は、利用者の利便性を第一に考え、道路交通アクセスや地域別人口構成、既存の火葬施設の利用状況等を考慮して決定しました。

建設地の場所及び面積

場所：津市半田 3 2 4 7 番地（津市環境部環境事業課敷地内）

面積：約 50,000 m²

※うち、新斎場建設地の面積 約 9,000 m²



敷地内における新斎場建設地

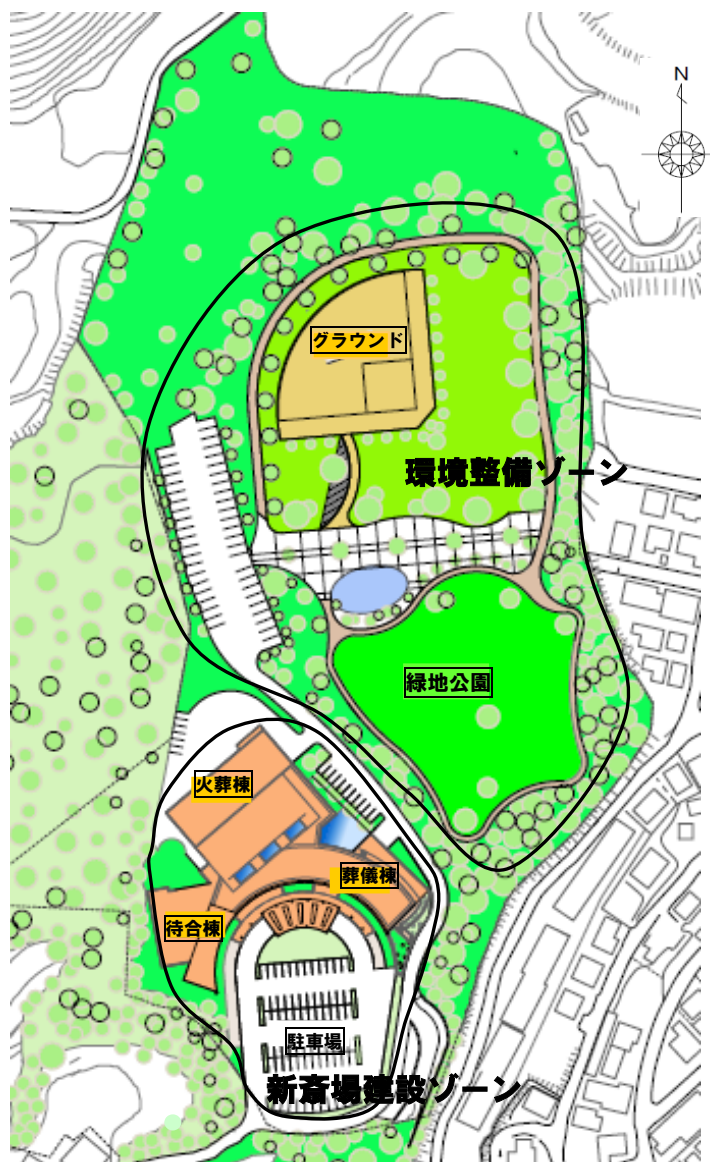
(2) 土地利用等

土地の条件や周辺の環境等を考慮して、敷地内を新斎場建設ゾーンと環境整備ゾーンにゾーニングし、周辺の景観等に配慮した一体的な土地利用を図ります。

斎場の形態については、火葬棟を住宅地から最遠部に配置し排気口が見えないよう工夫します。

また、施設の屋上部分を緑化するなど周辺の居住者の視線を意識し、施設全体の景観を自然と調和させた施設にします。

なお、環境整備ゾーンは、自然環境を維持しつつ敷地内は遊歩道を設置するなど市民の憩いの場として整備します。



新斎場施設等配置図

(3) 進入道路

新斎場へのアクセスについては、利便性の向上を図るため新たな進入道路を整備します。

ルートについては、安全性や新斎場の供用開始に合わせた完成が可能なことなどを考慮し、地形が比較的平坦な（都）上浜元町線からの経路で整備を進めます。

4 運営計画等

(1) 使用時間

① 使用日

新斎場の使用日は、1月1日及び市長が別に定める休日を除く日とします。

② 使用時間

火葬場の使用時間は、午前9時から午後6時までとします。

葬儀式場の使用時間は、午前9時から午後9時までとします。

ただし、午後9時以降も遺族が施設内に滞在することができるよう対応します。

(2) 管理運営

新斎場の管理運営は、民間のノウハウを最大限に発揮し、良質なサービスの提供と効率的な管理運営を行います。

5 施設計画

(1) 施設の機能

地域社会における必要不可欠な都市施設として、将来見込まれる火葬需要への対応や本市の葬送習慣等を考慮した施設にし、葬送行為が支障なく合理的に行えるよう、次の4つの機能で構成します。

① 火葬機能：告別、火葬、収骨を行う。

② 待合機能：遺族等が待ち時間を過ごす。

③ 葬送機能：通夜、葬儀を行う。

④ 管理機能：事務、管理を行う。

(2) 施設の概要

火葬棟

- ・火葬棟は、告別、火葬から収骨までの一連の火葬業務を行う場所で、棟内は告別室（収骨室・炉前ホール）、霊安室、火葬作業室のほか機械室等の必要な設備を設置します。

① 車寄せ及びエントランス（玄関）ホール

車寄せは、降雨時に会葬者及び柩が濡れることがないよう庇の形状を工夫し、広く明るいスペースを確保します。

また、エントランスホールは、斎場の第一印象を大きく左右する場所で、明るさと荘厳さが感じられ安らぎが得られるよう自然採光がとれるようにするなど圧迫感を感じさせない高く広い空間を確保し、施設内部への導入空間として雰囲気づくりに配慮します。

② 告別室（収骨室・炉前ホール）

これらの部屋は、最後の別れの場にふさわしい落ちついた空間とゆとりのある広さに必要な部屋数を確保し、複数の会葬者の動線が重ならないよう配置するとともに、遺族の感情に配慮した部屋にします。

③ 火葬炉

火葬炉は、火葬システムを自動化し、環境を重視した最新鋭の設備にします。

また、火葬炉は、将来予測される最大火葬需要に対応できる炉数を確保するため、予備炉を含め12基にします。

なお、燃料は都市ガス、プロパンガス、灯油の3種類が主として使用されてきましたが、排気ガスの環境への負荷の軽減を第一に考慮すると、都市ガスが望ましいと考えられます。

④ 動物炉

ペットや一般動物の焼却用として動物炉を1基設置します。また、動物炉の利用者は、別に専用の入口を設けます。

最近、ペットは家族同様の存在となっていることも多いことから、飼い主等のニーズに応えるため、告別のスペースや待ち時間を過ごす部屋を設置します。

⑤ 霊安室

一時的に遺体を保管するために霊安室を設置します。霊安室の位置は、他の利用者の動線と接しない場所とします。

待合棟

- ・待合棟は、遺族や会葬者が収骨までの間、一時的に待ち時間を過ごす場所で、遺族の悲しみを和らげる質の高い空間を構成します。

① 待合ロビー

待合ロビーは、遺族の悲しみを和らげる質の高い空間にし、会葬者数の変動に対応できる十分な広さを確保します。

② 待合室

悲しみが深く他人と顔を合わせたくない遺族のために、プライバシーに配慮した待合室を設置します。待合室の形態については、利用者のニーズに合わせ洋室を中心に整備します。

③ 湯沸室、自動販売機コーナー

待合棟には、湯沸室、自動販売機コーナーを設置します。

④ 事務室

施設全体の管理と事務手続きを行う場所で、利用者の出入りや葬送の動きを把握しやすい場所に設置します。

葬儀棟

- ・葬儀棟は、家族葬を想定した式場を併設します。

① 葬儀式場

葬儀式場は、故人を偲び別れの儀式を行う場所であることから、厳粛な雰囲気のある空間にします。

規模は、家族葬を主とした人数（３０人～５０人程度）の葬儀が行える式場を２室設置し、貸し部屋方式で運営します。

② 控室

遺族や宗教関係者等の控室、シャワールーム、トイレ及び洗面所等の設備を設置します。

駐車場等

- ・駐車場は、季節や天候にも配慮した構造とし、植栽等を設け周辺環境と調和した外構空間を構成します。

① 駐車場

駐車場は、季節や天候にも配慮した構造にします。

また、動物炉の利用者は、専用の駐車場を設けます。

② 外構

植栽等は、全体的な景観に配慮し周辺環境との調和に努めます。

6 事業手法の検討等

(1) 事業手法

事業手法は、民間の経営能力・技術力の活用によるサービス水準の向上や財政負担の軽減を目指し、行財政改革大綱に基づいてPFI等の民間活力を活かした事業手法について従来手法との比較検討を行います。

(2) 整備スケジュール

新斎場は、平成22年度中に事業手法の決定を行い、平成26年度中の供用開始を目指します。

(3) 合併特例債の活用

施設建設整備にあたっては、合併特例債の活用を前提に効率的かつ効果的な整備を図ります。

7 既存の市営施設

(1) 市営斎場

津斎場、久居斎場、香良洲斎場の市営3斎場は、いずれの施設も25年以上経過し、長期稼働に伴う老朽化が進んでいることから、新斎場の供用開始後に廃止します。

(2) 市営火葬場

美杉地域の市営6火葬場については、整理統合を図ります。